

## 裁判員制度タイムスケジュール

毎年秋	翌年1年間に裁判員に選任される可能性のある裁判員候補者名簿が作成される
12月ころ	裁判所から裁判員候補者名簿に記載された方に通知が届く
翌年1月以降	殺人などの対象事件発生  殺人などの対象事件起訴
公判前整理手続開始	裁判官、検察官、弁護人が事件の争点や取調べをする証拠を絞り込む 公判のタイムスケジュールが決定される（非公開）
公判前整理手続終結	
↓ 6 週 間	裁判員候補者に呼び出し通知が届く
公判第1日目	午前 裁判員（及び補充裁判員）の選任手続 午後 開廷 人定質問：被告人の氏名、生年月日、住所等を確認 起訴状朗読：検察官が公訴事実と罰条を読み上げる 冒頭陳述：検察官、弁護人が自らの立証する事実を陳述 証拠調べ：公判前整理手続で採用された証拠の取調べ 供述調書等の書証、証人尋問、証拠物
公判第2日目	(引き続き) 証拠調べ 被告人質問 論告：検察官の意見、最後に求刑を述べる 弁論：弁護人の意見 被告人の最終陳述 結審 評議
公判第3日目	(引き続き) 評議・評決 判決言渡し